

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

#### 国への提案事項

意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業の実現に向けた施策を講じること。

#### 1 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる、まとまりのある優良農地の集積が促進されるよう、**農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保**すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ切れ目なく進められるよう**予算の確保**に努めること。

#### 2 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、**農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定**し、事業効果を適正に評価することにより、**必要な予算を継続的に確保**すること。



【提案先省庁：財務省，農林水産省】

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

#### 課題

- 大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

|     | 農業産出額   | 左記のうち野菜・果樹 |
|-----|---------|------------|
| H25 | 1,125億円 | 342億円      |
| H30 | 1,187億円 | 399億円      |
| 増減  | +62億円   | +57億円      |

- その一方で、販売額目標の達成に向けては、  
・排水対策が不十分であるため単収が低位にある  
・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい  
などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



＜水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）＞



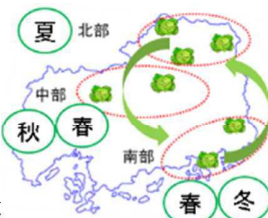
＜樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上＞

#### 現状/広島県の取組

- 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指している。

#### 【取組の例】

- キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として**大規模農業団地の整備と水田の畑地化**に取り組んでいる。



- レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、**機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備**を進め、生産拡大を図っている。



## 広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

|                 | 令和5年度    |
|-----------------|----------|
| 耕地面積(①)         | 56,900ha |
| うち担い手が利用する面積(②) | 26,174ha |
| 担い手への集積率(②/①)   | 46%      |

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

## 2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

### 課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 H30 R2(計画)  
 (目標) 11,200ha > 18,600ha > 22,000ha  
 (実績) 10,586ha > 13,097ha  
 (H30目標との乖離▲5,503ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

| 機構による貸付面積   | H26  | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | 計     |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 (ha)     | 600  | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 7,400 |
| 実績 (ha)     | 380  | 1,187 | 978   | 940   | 735   | 405   | 4,625 |
| うち園芸品目 (ha) | 1    | 30    | 39    | 53    | 75    | 52    | 250   |
| 割合          | 0.1% | 2.5%  | 4.0%  | 5.7%  | 10.2% | 12.7% | 5.4%  |

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(H30農業経営統計調査)

水田30千円に対し、 野菜 183千円 (6.1倍)  
 果樹 193千円 (6.4倍)  
 花き 271千円 (9.1倍)

## 2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

### 農地の生産性向上の評価の考え方

- 令和元年度の農地中間管理事業の実績  
 目標 1,400ha  
 実績 405.5ha(内野菜45.4ha, 果樹6.2ha)  
 達成率 29%
- 農業生産性の向上を加味した実績評価  
 水田に対し、野菜6.1倍、果樹6.4、花き9.1倍の生産性  
 実績 野菜45.4ha ⇒ 水田276.9haに相当  
 果樹6.2ha ⇒ 水田39.7haに相当  
**合計 670.5ha ⇒ 達成率が47.9%に向上**
- 園芸品目の借受希望(R2年3月末現在)  
 野菜161.2ha ⇒ 水田983.3haに相当  
 果樹 23.8ha ⇒ 水田152.3haに相当  
 花き 3.5ha ⇒ 水田31.9haに相当  
 計 188.5ha ⇒ **水田1,168haに相当**  
 集積目標1,400haに対し、  
 13% ⇒ **83%に向上**



◀ 高齢化が進む中山間地域の水田地帯 ▶



◀ 収益性の高い園芸品目で担い手を確保 ▶

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ⑤ 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

#### 国への提案事項

#### 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

- 肉用牛肥育経営の持続的な経営の確立のため、経営の基礎となる肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)のセーフネット機能が万全に発揮できる制度見直しを講じること。
- 標準的販売価格の急激な低下などにより、負担金が大幅に変動したり、生産者積立金が枯渇しないよう、負担金の算定方法や生産者積立金の運用方法などの改善を図ること。
- また、制度見直しの際は、標準的販売価格のブロック別算定の算定方法を明示するなど、明瞭性と公平性を確保した上で行うこと。

ブロック別算定：枝肉価格及び枝肉重量を県別から全国10ブロックに分けて算定  
(10ブロック：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)

【提案先省庁：農林水産省】

## 2 地方創生の推進

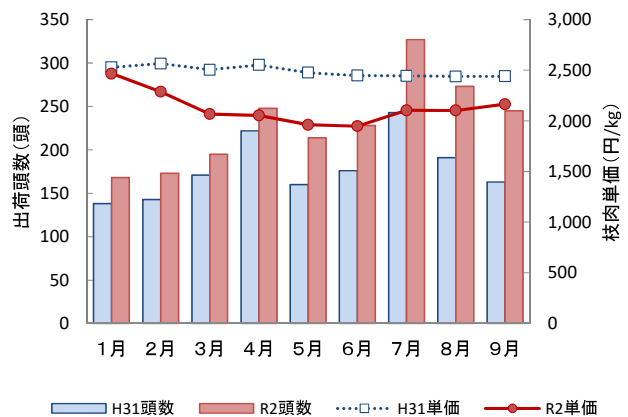
### (3) 地方の産業競争力の強化

#### ⑤ 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

#### 課題

- 枝肉価格の急激な下落により、短期間に制度の運用改正を重ねたため、交付金単価や負担金猶予期間などの見通しが立たず、肥育経営の不安が増している。

和牛の出荷頭数及び単価



出荷頭数、枝肉単価は、広島市中央卸売市場食肉市場。  
単価は、去勢A4等級の平均。

#### 現状／広島県の取組

- 本県では、標準的販売価格が急激に低下したため、4月から交付金単価が大幅に上昇し、令和2年度の負担金が、昨年度の1万2千円/頭から6万円/頭(肉専用種)と高額となった。
- また、5月に生産者積立金が不足し、交付金は国庫分のみでの交付となっている。
- 本県では、和牛肉が家庭などで消費され、滞留せず、安定出荷されるよう、国庫を活用した学校給食の取組や、インターネット販売の推進などに取組んでいる。

県内和牛飼養頭数と牛マルキン登録生産者の飼養頭数(R2)

| 県内和牛飼養頭数 | 牛マルキンに係る飼養頭数 | 割合    |
|----------|--------------|-------|
| 6,234頭   | 5,561頭       | 89.2% |

飼養頭数は、令和2年2月1日現在の牛トサデータより。

令和2年の交付金の交付状況(広島県の肉専用種) 単位:円/頭

| 1月     | 2月     | 3月      | 4月      | 5月※     | 6月※     | 7月※     | 8月※     |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 50,629 | 44,248 | 176,936 | 251,123 | 171,283 | 173,079 | 119,145 | 121,741 |

※5月以降は、生産者積立金が枯渇し、交付金は国庫分のみ。

※7月、8月の交付金額は、概算額。



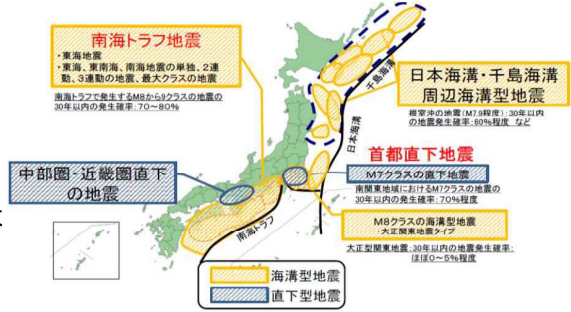
# 3 東京一極集中の是正

## 東京一極集中の是正

### 1 危機管理上のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、東京一極集中の脆さが浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。
- また、公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などのM7クラス以上の地震の発生確率は30年以内に70～80%になっている。

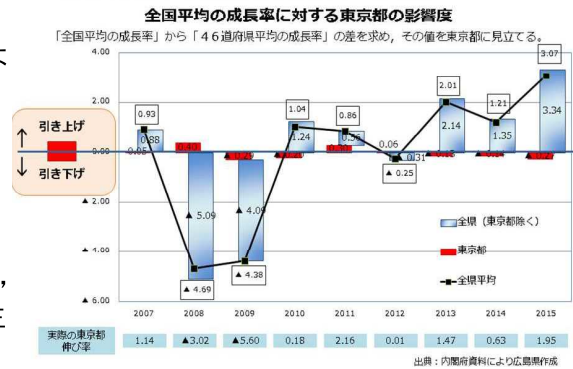
#### ■ 想定される主な大規模地震の概要



### 2 成長の阻害

- 国際競争力を維持するためには、東京に機能を集中させることが必要という意見もあるが、現実には日本の成長率に対する東京の影響度はマイナスとなっている。
- 人口減少や少子高齢化が進展する中、日本が将来にわたって国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、多様な人材が活躍し、各地でイノベーションが起こり、付加価値と雇用を生み出していく国土を創出していく必要がある。

#### ■ 東京都と46道府県の成長率（短期）



# 3 東京一極集中の是正

## 東京一極集中の是正

### 【現状/課題①】 危機管理上のリスク

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政治・経済・文化・観光・スポーツなど中核施設の過度な集積による経済活動の一極集中は、他の地域を含めた国全体の経済活動にも大きな影響を及ぼすことにつながる。
- ・ 首都圏で大規模災害が発生した場合、建物被害や人的被害といった一次被害に加え、避難所等に多くの人々が集中することによる感染症クラスターなどの複合的被害が拡大する恐れがある。

### 【現状/課題②】 成長力の限界

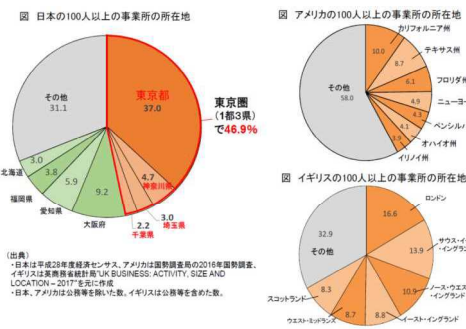
- ・ 東京都市圏のGDPは『世界1位』(2014)だが、1人当たりGDPでは119位であり、モスクワ(99位)よりも低い。
- ・ また、国内におけるGDPの成長率においても、引き下げる要因となっている。

### 【現状/課題③】 外部不経済の拡大

- ・ 過度な集中により、一日当たりの通勤時間の増大や狭小な持ち家延べ床面積、保育所待機児童数の増加など、外部不経済を発生させている。

#### ■ 世界から見た東京一極集中

世界と比較しても、企業拠点の東京圏への集中は突出している。



#### ■ 東京都市圏の1人当たりGDP





### 3 東京一極集中の是正

#### (1) 企業等の地方移転の促進

##### 国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

##### 1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

##### 2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

【提案先省庁:内閣府, 経済産業省, 厚生労働省】

### 3 東京一極集中の是正

#### (1) 企業等の地方移転の促進

##### 現状

- 人・モノの東京への過度の集中
  - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
  - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
  - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
  - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

##### 課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

##### 国の取組状況等

##### 【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する

##### 【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

### 3 東京一極集中の是正

#### (2) 新たな過疎対策法の制定

##### 国への提案事項

デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症を契機とした過疎地域の再評価を踏まえ、これらの新たな潮流を最大限に生かして、大都市から過疎地域への人の流れを促し、過疎地域の持続的発展を支援するための実効性のある新たな過疎対策法を制定すること。

##### 1 過疎地域の指定

- 指定地域の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症により、地域が急激で多大な影響を受けていることも踏まえ、現行法で指定されている過疎地域(全域過疎地域及び一部過疎地域)が、継続して指定対象となるよう要件を設定すること。

##### 2 過疎対策事業への支援

- 今後の増加が見込まれる過疎対策事業債(ソフト事業分)や資源の再配置に対する財政支援の拡充など、市町が必要とする財源を確実に措置すること。
- デジタル技術を活用したスマート農業や遠隔教育、遠隔医療などの導入を加速できるよう、過疎地域における先行的な規制緩和や5G等の基盤整備を促進すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省】

### 3 東京一極集中の是正

#### (2) 新たな過疎対策法の制定

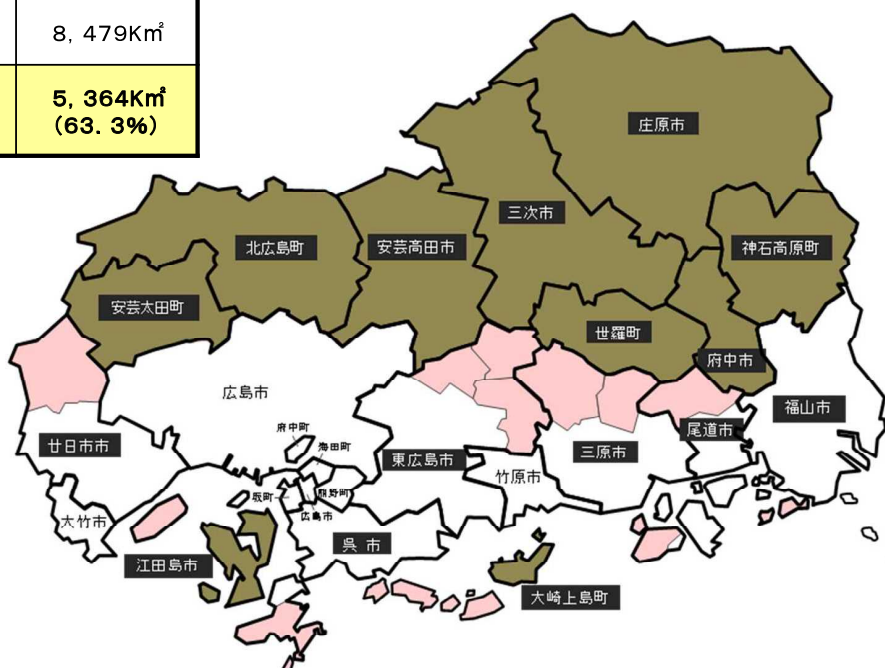
広島県の過疎地域

| 区分            | 人口              | 面積                              |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| 県             | 284万人           | 8,479Km <sup>2</sup>            |
| 過疎地域<br>(構成比) | 30万人<br>(10.6%) | 5,364Km <sup>2</sup><br>(63.3%) |

※ 平成27年 総務省「国勢調査」

過疎関係市町 16

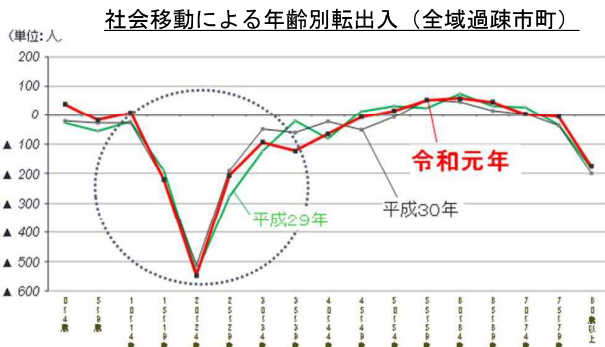
■ 全域過疎: 10  
■ 一部過疎: 6



### 3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

#### 現状

- 過疎地域の人口は、全域過疎地域のみならず、一部過疎地域においても、県全体と比べ早いスピードで減少しており、集落も、全国と比べて小規模・高齢化が大きく進んでいることから、活力の喪失やコミュニティの衰退が指摘されている。
- また、転出超過の約9割を30歳代までが占めており、この状態が続けば、将来に向けて人口の再生産が進まなくなることが懸念される。



過疎地域の人口推移及び人口比率



過疎地域における集落の状況

| 区分     | 集落の数   | 高齢者割合50%以上集落      | 10世帯未満の小規模集落     |
|--------|--------|-------------------|------------------|
| 全国     | 63,237 | 20,372<br>(32.2%) | 7,236<br>(11.4%) |
| 中国圏    | 12,368 | 5,072<br>(41.0%)  | 2,207<br>(17.8%) |
| うち 広島県 | 3,016  | 1,335<br>(44.3%)  | 713<br>(23.6%)   |

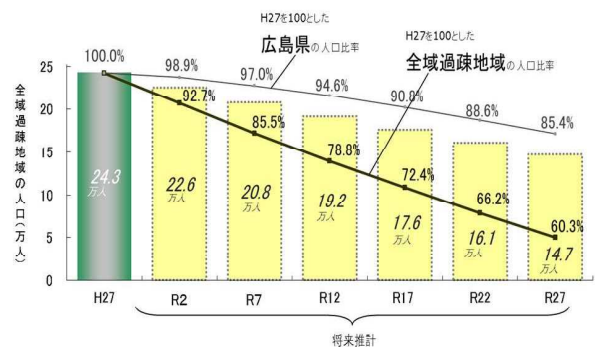
※ H31.4.1時点で過疎指定を受けている地域の集落を対象  
総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査(令和元年度)」

#### 課題

- 全域過疎地域の推計人口は、平成27年から令和27年までの約30年間で約4割と、県全域に比べて大きな割合で減少することが見込まれる。
- 今後、過疎地域が、ウイズ/アフターコロナ時代にふさわしい「多彩なライフスタイル」を先取りできる地域となり、過密化した都市からの移住ニーズや企業の分散需要を満たしていけるよう、受入態勢の更なる強化が必要である。
- その際、ポイントとなるのは急速に進みつつあるデジタル技術であり、これを生活に身近な分野に取り込み、過疎地域が抱える様々な課題の解決や地域サービスの高度化に向けた取組を進めることにより、時間や場所に捉われない多様な働き方や暮らし方の実現につなげていくことが重要である。

### 3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

人口の将来推計





## 3 東京一極集中の是正

### (3) 地方分権改革の一層の推進

#### 国への提案事項

#### 1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
  - ・ 法令の可能規定や任意規定，事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。
- 抜本的な見直しへの道筋
  - ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
  - ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
  - ・ 閣法や議員立法の成立過程において，地方の意見を聴取する場を設置すること。
  - ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し，真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに，確実に財政措置を行うこと。

#### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

## 3 東京一極集中の是正

### (3) 地方分権改革の一層の推進

#### 現 状／課 題

#### 1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
  - ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け，財政措置を行う必要がある。
- 抜本的な見直しへの道筋
  - ・ これまでの行政分権の取組に加え，立法の分権を行い，停滞している地方分権の議論を新たなステージに推し進める必要がある。
  - ・ 「国と地方の協議の場」は，地方の意見を反映させる場として，十分に機能していない。
  - ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され，計画策定事務など新たな義務付けも行われており，地方の声が反映されていない。

#### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには，国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより，国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし，平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止，令和元年の参議院議員通常選挙では，政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

### 3 東京一極集中の是正

#### (4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

##### 国への提案事項

#### 人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。よって、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。

##### (法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

↑  
「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

##### 【効果】

- ① 全国的な人口の移動理由を把握できる
- ② 首都圏への人口集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

【提案先省庁：内閣府，総務省】

### 3 東京一極集中の是正

#### (4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

##### 背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。  
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、「現状」を把握できる調査とは言えない。  
〔調査対象世帯数(2016年):全国6万，広島県1.6千〕

##### 課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方で、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国統一的な調査の実施によって、東京圏への一極集中や地方創生の課題解決において、焦点とすべき課題がより明確となる。

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (1) 被災者及び被災企業の支援・再建【創造的復興関係】

### 国への提案事項

#### 1 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする見込みである被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

#### 2 中小企業等グループ補助金の延長

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、平成30年7月豪雨災害の被災事業者で、既にグループ認定を行った全ての補助対象事業者の復旧が完了するまで、事業期間を延長し、必要な予算措置を講ずること。

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (1) 被災者及び被災企業の支援・再建

### 現状/広島県の取組

#### 【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

|      |   |
|------|---|
| 適用日  | 平成30年7月5日   |
| 適用地域 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 救助内容 | 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等        |

#### 【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

| 年度               | 全壊     | 半壊     | 一部損壊   | 計      |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 平成26年<br>広島市土砂災害 | 179棟   | 217棟   | 189棟   | 585棟   |
| 平成30年<br>7月豪雨災害  | 1,162棟 | 3,628棟 | 2,166棟 | 6,956棟 |

※令和2年9月14日現在

#### 【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

○防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。

- ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
- ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

### 課題/目標

#### 【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
  - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
  - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

#### 【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

#### 【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

### 令和3年度概算要求等の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興) (内閣府)  
61億円(前年度比113.0%)



## 4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者及び被災企業の支援・再建

### 参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

| 被災世帯の区分 | 損害割合(※) | 支援金の支給額 |         |       |
|---------|---------|---------|---------|-------|
|         |         | 基礎支援額   | 加算支援金   |       |
|         |         |         | 住宅の再建手段 | 支給額   |
| 全壊      | 50%以上   | 100万円   | 建設・購入   | 200万円 |
|         |         |         | 補修      | 100万円 |
|         |         |         | 賃借      | 50万円  |
| 大規模半壊   | 40%台    | 50万円    | 建設・購入   | 200万円 |
|         |         |         | 補修      | 100万円 |
|         |         |         | 賃借      | 50万円  |
| 中規模半壊   | 30%台    | -       | 建設・購入   | 100万円 |
|         |         |         | 補修      | 50万円  |
|         |         |         | 賃借      | 25万円  |
| 半壊      | 20%台    | -       | 建設・購入   | -     |
|         |         |         | 補修      | -     |
|         |         |         | 賃借      | -     |
| 準半壊     | 10%台    | -       | 建設・購入   | -     |
|         |         |         | 補修      | -     |
|         |         |         | 賃借      | -     |
| 一部損壊    | 10%未満   | -       | 建設・購入   | -     |
|         |         |         | 補修      | -     |
|         |         |         | 賃借      | -     |

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

## 4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者及び被災企業の支援・再建

### 【復旧に未だ着手できない事例(建設業)】

河川工事(公共事業)が未完了(R2.9時点)



砂防ダム建設工事(公共事業)が未完了(R2.7時点)



### 現状/広島県の取組(R2.8.31時点)

- 復興事業計画の認定状況
  - ・グループ: 50 グループ
  - ・認定事業者数: 933者
  - うち補助金交付申請者数: 644者
- 交付決定の状況
  - ・交付決定事業者数: 643者
- 今年度内に復旧事業完了と見込みの事業者
  - ・2者 約12百万円(うち国費: 約8百万円)
  - ※今後交付決定予定者も含む
- 今後のスケジュール
  - ・交付決定予定1者について、R2.11交付決定予定

### 課 題

- 年度内に復旧事業が完了しない見込みの事業者が2者存在するが、いずれも河川工事など公共事業の遅延により復旧工事に着手できないものであり、事業完了期間を令和3年度まで延長する必要がある。
- しかしながら、今年度、国の平成30年度補正予算の事故繰越等により対応しており、これ以上の繰越はできないことから、新たな予算措置が必要となる。

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (2) 医療提供体制の確保

#### 国への提案事項

#### 公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、令和3年度以降も適用期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が、統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和するとともに、交付税措置率の引き上げを図ること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (2) 医療提供体制の確保

#### 現行制度

[病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件]

- 令和2年度までに行われるものであること。

#### ① 複数病院の統合の場合

- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となる  
ことが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。

原則として整備費全額が対象

#### ② 相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し  
を伴うことが必要。
- ・ 経営主体が統合されていること。

再編に係る経費のみが対象

元利償還金の 40% を交付税措置 (通常は 25%)

#### 課題

- 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイジングや機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れた議論を進めるよう求められている。
- その一方で、公立病院の再編統合には地域住民や関係団体との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。
- 公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対策で中核的役割を果たしていることを正當に評価し、地域医療の最後の砦としての役割を十分踏まえた支援策の強化が必要である。

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

### 国への提案事項

#### 1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

#### 2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁:厚生労働省】

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

### 広島県の取組



・がん検診受診率向上  
キャンペーンの実施



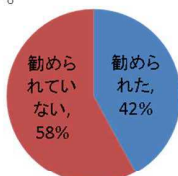
・受診勧奨の支援  
(全23市町で受診勧奨を実施。  
全23市町で協会けんぽ被扶養者に  
受診勧奨を実施する体制を整備)

### 現状

・がん検診受診率の低迷  
(R元年国民生活基礎調査での受診率)

・受診勧奨が行き届いていない。

|     | 胃      | 肺      | 大腸     | 子宮     | 乳      |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 広島県 | 41.3 % | 45.9 % | 41.0 % | 43.6 % | 43.9 % |
| 全国  | 42.4 % | 49.4 % | 44.2 % | 43.7 % | 47.4 % |



がん検診を勧められていない人の割合(広島県調査)

全て50%未満

### 課題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

### 目標

5つのがん検診の  
受診率が50%以上(R4)



## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

#### 国への提案事項

#### 1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 鉄道は、路線バスやデマンド交通等との結節点として、地域の生活や経済を支えるとともに、国民の移動を支える広域交通ネットワークを形成していることから、国としても広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

#### 2 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

#### 現状／広島県の取組

##### 【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害を通して、鉄道が、県内の交通ネットワークにおける「広域幹線」として、地域の生活や経済活動を支えていることが県民に再確認された。
- JR芸備線・福塩線の利用状況  
豪雨災害により、長期間不通となった芸備線の利用者の落ち込みが大きい。

##### 【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上  
上記のような現状を踏まえ、本県では、令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る新規事業を創設し、芸備線及び福塩線沿線の市長や協議会等と連携して利用促進の取組を進めている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況]

(芸備線)

| 区分           | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 広島～備中神代(人/日) | 1,685 | 1,702 | 1,699 | 1,705 | 1,341 |

(福塩線)

| 区分         | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福山～塩町(人/日) | 2,132 | 2,199 | 2,242 | 2,254 | 2,181 |

#### 課題

- 長期間の運休を余儀なくされた路線においては、利用者数が発災前まで回復しない恐れがあり、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。  
このため、鉄道をはじめ交通ネットワークに関心の高い現状をチャンスとして捉え、官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度上では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。  
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じる必要がある。(鉄道事業法第28条の2)

[参考：広島県で廃止となった鉄道]

- ✓ JR可部線(可部～三段峡)[H15]
- ✓ JR三江線(三次～江津(島根県))[H30]

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (5) 空き家対策の強化

### 国への提案事項

#### 1 相続時の不動産所有者情報の確実な更新（不動産登記法の改正）

- 相続時の不動産登記を義務付けること。
- 不動産登記情報と住民基本台帳・戸籍情報・空家データベース等を情報連携すること。

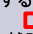
#### 2 特定空家等<sup>(※)</sup>の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。
- 代執行に至る手続きのうち、特に所有者探索について、その探索範囲の合理化と手続きの簡素化がなされること。
- 即時執行(緊急安全措置)の規定を追加すること。
- 固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲を拡大・緩和する等、空家法に基づく勧告がされていない空家等も対象にできるようにすること。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

#### 3 財政措置の拡充

- 補助対象(現在は除却工事費等の8/10)を拡充すること。
- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。

| 事業主体  | 地方公共団体      |
|---|-------------|
| 負担割合  | 国費 4/10     |
| 除却等に要する費用は  が補助対象限度額 | 地方公共団体 4/10 |
|   | 地方公共団体 2/10 |

【提案先省庁:法務省,国土交通省】

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (5) 空き家対策の強化

### 現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標<sup>(※1)</sup>と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

| 空き家の現状<br>(※2) | 約44,300戸 | 推 計 値 | R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】<br>R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】 |
|----------------|----------|-------|--|
|----------------|----------|-------|--|

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

### 課 題

#### 1 空き家所有者を把握するためには、不動産登記情報の確実な更新が必要

- 現行の不動産登記法では、相続が生じた際の登記が義務化されていないことや、住宅の所有者が死亡等した際に住民台帳・戸籍情報等と登記情報とを連携することができないことにより、登記の所有者情報が更新されず、空き家の所有者調査に多大な労力が必要となっており、行政が老朽危険空き家を解消していく際の隘路となっている。

#### 2 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 多数の相続人がいる場合の所有者探索や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続き等により、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。
- 現行の法制度による税制上の措置では、勧告された特定空家等に対しては、固定資産税等の住宅用地特例が除外されている。この除外対象を拡大・緩和することで、特定空家等になることを未然に防ぐよう、所有者に働きかけることが可能となる。

#### 3 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、残りの2/10は市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

# 4 安心・安全な暮らしづくり

## (6) 建築物の耐震化の促進

### 国への提案事項

#### 1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

#### 2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

#### 3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

#### 4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省,財務省,厚生労働省,国土交通省】

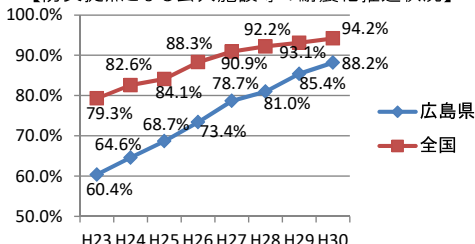
## 4 安心・安全な暮らしづくり (6) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の住宅・建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

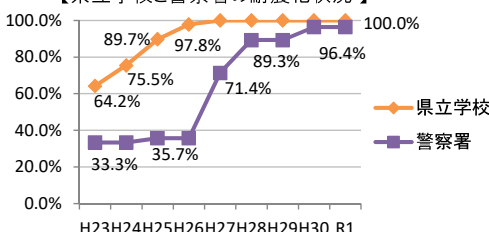
### 現状／広島県の耐震化状況

○ 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



### 広島県耐震改修促進計画(第2期計画)に基づく取組

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| 多数の者が利用する建築物等      | (1) 市町の補助制度の継続, 創設の促進<br>(2) 公共建築物の計画的な耐震化<br>(3) 所有者への意識啓発   | 目指す姿/目標<br>耐震改修: R12までに100%<br>(該当棟数: 約2,000)                   |
| 大規模建築物※1           | (4) 耐震化状況の公表による促進<br>(5) 民間建築物の耐震化促進<br>県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進   | 耐震診断※2: H27.12月までに100%<br>→達成<br>耐震改修: R2までに100%<br>(該当棟数: 261) |
| 避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路) | (6) 義務付けた耐震診断の実施の促進<br>広域緊急輸送道路を指定し義務付け<br>(7) 民間建築物の耐震化促進<br>① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進<br>② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進 | 耐震診断※2: R2までに100%<br>耐震改修: R7までに100%<br>(該当棟数: 265)             |
| 防災拠点建築物※3          | (8) 耐震化状況の公表による促進   | 耐震診断※2: H29までに100%<br>→達成(解体予定の3棟除く)<br>(該当棟数: 848)             |

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院, 店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校, 老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの  
 ※2 耐震改修促進法, 又は, 広島県耐震改修促進計画により, 所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの  
 ※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により, 広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり, 消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

課題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施をほぼ終え、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
  - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物
  - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
  - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

参考 補助制度

| 建築物の区分          |              | 耐震化の状況 |         | 補助制度<br>※3                            | 課題等  | R3概算要求の状況                               |
|-----------------|--------------|--------|---------|---------------------------------------|--|---|
|                 |              | 対象棟数   | 耐震改修未実施 |                                       |  |   |
| 多数の者が利用する建築物    | 大規模建築物※1     | 261    | 44      | 国(交付金)11.5%<br>(補助金)21.8%<br>地方11.5%~ | ○地方の財政負担が大きい。<br>⇒ <b>財政措置の拡充</b><br><b>(特別交付税の措置率1/2の嵩上げ)</b><br><br>○耐震化への意識不足<br>⇒ <b>地方に加え国においても啓発強化</b> | 防災・安全交付金<br>R3:7,847億 ※5<br>(対前年度比100%) |
|                 | 広域緊急輸送道沿道建築物 | 265    | 約230    | 国(交付金)1/3<br>(補助金)1/15<br>地方1/3~      |  |   |
|                 | 防災拠点建築物※2    | 848    | 52      | 国(交付金)1/3<br>(補助金※4)1/15<br>地方1/3~    |  |   |
| 住               | 宅            | 約122万  | 約19万    | 補助上限額100万円<br>国1/2<br>地方1/2 ※6        | <b>補助制度の拡充が必要</b>  |   |
| 保育所             | 公立           | 220    | 139     | なし                                    | <b>財政措置の充実が必要</b>  | —                                       |
|                 | 私立           | 109    | 79      | 国1/2<br>地方1/4                         | (保育所等整備交付金)  | R3:1,085億※5<br>(対前年度比100%)              |
| 社会福祉施設等(保育所を含む) |              | 1173   | 844     | 国1/2<br>地方1/4 ※4                      | <b>財政措置の充実が必要</b>  | R3:1,334億※5<br>(対前年度比100%)              |

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの  
 ※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。  
 ※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。  
 ※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)  
 ※5 施設の耐震化以外の事業を含む。  
 ※6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%または耐震改修工事費に応じた補助上限額20.4万円~71.3万円)



## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (7) 外国人材の受入・共生

#### 国への提案事項

#### 1 特定技能制度の普及と円滑な運用，外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について，国の責任において実効性のある対策を実施すること。
  - ・県内企業等において人材需要の高い，特に，警備業，倉庫業について，地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
  - ・特定技能制度の普及に向けた，要件や手続きの簡素化・明確化，十分な情報発信と相談窓口機能の強化
  - ・地域の持続的発展にも配慮した，大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において，外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう，必要な支援措置を国において講じるとともに，地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用，運用，維持経費含む)を講じること。

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや，企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修，外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など  
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど，ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

#### 国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう，外国人材の受入実態や課題など，国やその関係団体が保有する情報を，地方公共団体と共有すること。
  - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている，厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について，地方公共団体との共有が可能となる措置を図り，地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
    - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)，事業所規模，国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
  - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

#### 2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など，外国人が安心して暮らすための取組を，地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう，地域の実情に十分に配慮の上，必要な財政措置(初期費用，運用，維持経費含む)の確保・充実を図ること。
  - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
  - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため，国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
  - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
  - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
  - ・災害時の多言語情報の提供

#### 3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 出入国制限が長期化する中，必要な次の措置を国の責任において講じること。
  - ・在留資格の特例措置について，円滑な活用に向けた適時，的確な情報提供と継続的な見直し
  - ・制限緩和後の円滑な出入国のため，出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
  - ・帰国困難となっている元技能実習生や，留学生等で，やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (7) 外国人材の受入・共生

#### 現状／広島県の取組

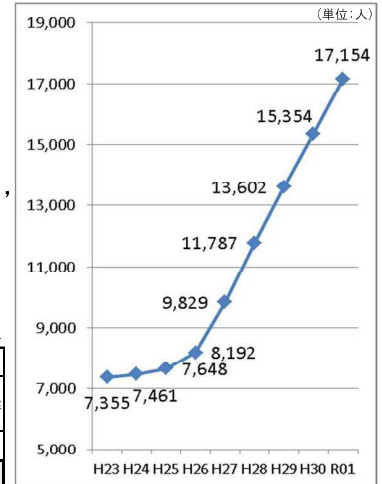
- 県内では、中小企業を中心に、人手不足に直面しており、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
  - ・有効求人倍率(R1平均)は、2.05倍(全国2位)
  - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(17,154人、全国4位(R1.10末、広島労働局調べ))に達する。
  - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(4,947中3,013事業所)、100人未満を含めると8割(4,947中4,007事業所)に達する(R1.10末、同)。
  - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心に211人となっている(R2.6末、全国10位、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R2年6月末時点)

単位：人

|     | 総数    | 介護  | ビルクリーニング | 素形産業 | 産業機械製造 | 電気・電子情報関連 | 建設  | 造船・船舶 | 自動車整備 | 航空 | 宿泊 | 農業  | 漁業 | 飲料食品製造 | 外食  |
|-----|-------|-----|----------|------|--------|-----------|-----|-------|-------|----|----|-----|----|--------|-----|
| 全国  | 5,950 | 170 | 84       | 537  | 561    | 268       | 374 | 175   | 54    | 2  | 39 | 930 | 55 | 2,094  | 607 |
| 広島県 | 211   | 1   | 4        | 29   | 29     | 11        | 10  | 38    | 5     | -  | -  | 6   | 16 | 58     | 4   |

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営  
(交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管：法務省)  
(交付対象)全地方公共団体  
(補助率、限度額)整備…10分の10、外国人住民数に応じ200～1,000万円  
運営…2分の1、外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については、地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)  
(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管：文化庁)  
(交付対象)都道府県、政令指定都市など  
(補助率、補助額)2分の1、上限なし(地方負担について、地方交付税措置なし)

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (7) 外国人材の受入・共生

- 外国人材就労意識調査(令和2年3月) 生活上の課題
  - ①日本語(方言)がわからない
  - ②地域の日本人と日本語でのコミュニケーションが取れない
  - ③病院でことばが通じない、災害時にどうしたらいいのかわからない など
- 技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年8月)
  - ・入国制限による影響  
計画どおりに実習が進まない企業の対応として、元実習生の在留資格変更による補充が最多
  - ・帰国困難者の状況  
在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し、実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多
  - ・監理団体における雇用維持等に関する支援制度の認知・周知の状況  
雇用調整助成金の認知・周知の割合は高いが、出入国在留管理庁による解雇等された外国人への就労継続支援の認知は6割程度にとどまる。

#### 課題

- 「特定技能」制度の円滑な運用
  - ・業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができていない。
  - ・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況、登録支援機関の登録状況、在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。また、企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続のための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備  
外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。  
また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響への対応  
出入国在留管理庁による就労継続支援制度の監理団体における認知の割合が6割、企業への周知も約半数に留まっており、解雇等された外国人の円滑な再就職や転職のため、支援制度の更なる周知と実施が必要である。

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

#### 国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、次の措置を講じるよう強く要請する。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること  
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

#### 2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること  
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること  
例)・米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、訓練空域下の自治体への交付金の創設  
・米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設  
・学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと  
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、今後も本年と同様に、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30~23:00)を厳守すること

【提案先省庁: 外務省, 防衛省】

## 4 安全・安心な暮らしづくり

### (8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

#### 国への提案事項

#### 3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

#### 現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30.3)により騒音被害が拡大ししかしながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない

・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

|             | 平成29年度       | 令和元年度  | 増加回数(倍率)      |              |
|-------------|--------------|--------|---------------|--------------|
| 県内設置(6地点合計) | 3,872回       | 6,386回 | 2,514回 (1.6倍) |              |
| (主な地点)      |              |        |               |              |
| 岩国飛行場<br>周辺 | 大竹市<br>阿多田島  | 2,322回 | 3,922回        | 1,600回(1.7倍) |
| 訓練<br>空域下   | 北広島町<br>西八幡原 | 697回   | 875回          | 178回(1.3倍)   |

- 国の助成金の交付基準が地域の実情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に対する学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(対象施設) 学校, 病院, 診療所等

(補助基準) 学校の場合 : 70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること

(補助率) 10/10

## 5 地方税財源の充実強化

### (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

#### ■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

#### 1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

#### 2 地方財政計画の適正化

##### (1) 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に着実に取り組むことができるよう、リーマンショック時の「地域雇用創出推進費」等と同様に、歳出特別枠を創設するとともに、財源不足の状況を踏まえた、別枠加算を行うこと。

## 5 地方税財源の充実強化

### (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

##### (2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

#### 3 防災・減災対策の推進

大規模災害から県民の生命・財産を守るうえで必要となる、防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」実施後も、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

#### ■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

##### ○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁:内閣府,総務省,財務省】



## 現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

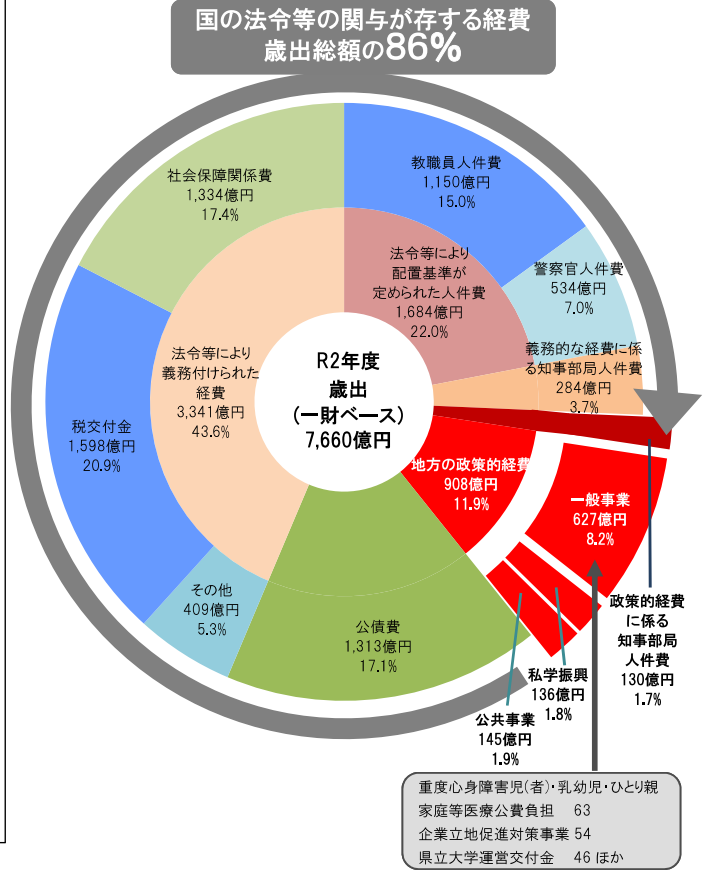
### ◆一般財源総額

|          | 一般財源総額 | 地方税等   | 地方交付税  | 臨時財政対策債 |
|----------|--------|--------|--------|---------|
| R元地方財政計画 | 62.7兆円 | 43.3兆円 | 16.2兆円 | 3.3兆円   |
| R2地方財政計画 | 63.4兆円 | 43.7兆円 | 16.6兆円 | 3.1兆円   |
| 前年度比     | +0.7兆円 | +0.4兆円 | +0.4兆円 | ▲0.1兆円  |

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等



## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

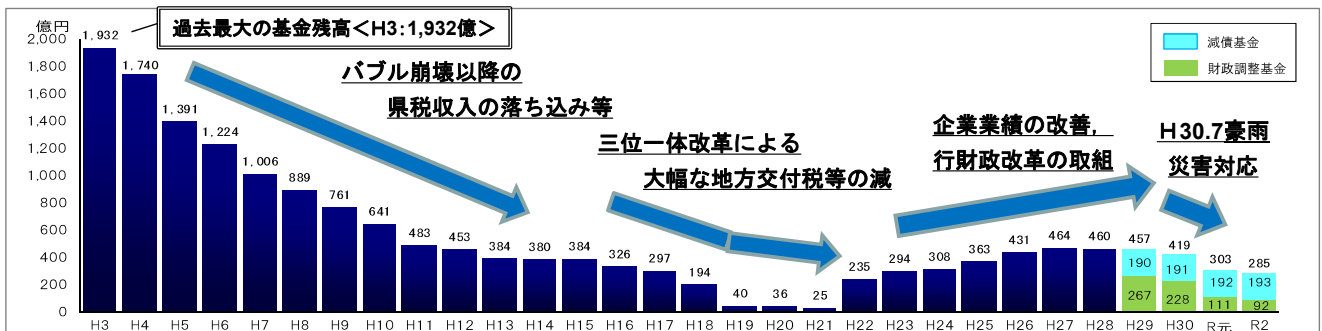
### 現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整の基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整の基金を活用したことから一時的に基金残高は急減(H29年度末:457億円⇒H30.12時点:155億円)したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

### 課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整の基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

### ■広島県の財源調整の基金残高



※ 財源調整の基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度は決算見込額、R2年度はR2年度9月補正予算後の見込み。

# 5 地方税財源の充実強化

## (2) 市町の財政基盤の強化

### 国への提案事項

#### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
  - ・平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
  - ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

#### 2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

## 5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

### 現状／施策の背景・経緯

#### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約4万8千か所(全国1位)、ため池が約2万か所(全国2位)など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

#### 2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%(全国2位)であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興など新たな需要も発生する中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



### 課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

| 地方債計画                | (億円)  |       |
|----------------------|-------|-------|
| 項目                   | 令和2年度 | 令和元年度 |
| 過疎対策事業               | 4,700 | 4,700 |
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※) | 4,778 | 6,084 |
| 緊急自然災害防止対策事業(※)      | 3,000 | 3,000 |
| 緊急防災・減災事業(※)         | 5,000 | 5,000 |
| 公共施設等適正管理事業(*)       | 4,320 | 4,320 |
| 旧合併特例債               | 6,200 | 6,200 |

(※)については、R2年度まで

(\*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)

# 5 地方税財源の充実強化

## (3) 水道事業の広域連携の推進

### 国への提案事項

#### ○ 水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
  - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和やインセンティブの導入
  - ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

# 5 地方税財源の充実強化

## (3) 水道事業の広域連携の推進

### 現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさが増している。

広島県では、県内水道事業の経営・運営基盤の強化を図ることを目的として、令和2年6月、広島県水道広域連携推進方針(水道広域化推進プラン)を策定した。

この方針では、県内水道事業の経営組織を一元化する統合(経営統合)を目指しており、今後、賛同する市町とは令和3年度に準備組織を立ち上げ、令和5年度からの一元化した経営組織による事業開始に向け準備を進める予定である。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等との間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

### 令和2年度当初予算等の状況

- ◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)  
395億円(前年度比101%)

### 課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、資本単価90円/㎡以下の事業者は対象外となっており、県内では交付金の対象から外れる事業者がいる。  
また、本県では連携の効果が大きく期待できる県内水道事業の経営統合を目指しているが、交付税の措置率は、施設の共同化などの連携の効果が小さい形態と同率となっており、経営統合に賛同する県内の市町へのメリット付与になっていない。
- 水道事業の経営統合を推進する上で、準備段階から施設の再編整備までにかかる経費が多額になることから、こうした取組にインセンティブが働くよう、許認可申請等のソフト施策や施設整備への財政措置の拡大が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小に係る激変緩和措置などへの財政措置などの仕組みが必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

| 区分  | 事業内容                     | 生活基盤施設耐<br>震化等交付金 | 交付税措置 |
|-----|--------------------------|-------------------|-------|
| ソフト | 広域化に係る事業認可申請に要する経費       | ■                 | ■     |
|     | 広域化に係る水道施設台帳の整備          | ○                 | ■     |
|     | 広域連携に必要な料金格差の縮小に係る激変緩和措置 | ■                 | ▲     |
| ハード | 広域化等を要件とする施設の整備          | ▲                 | ▲     |

凡例：○…財政支援制度がある(条件付き) ■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

### 【水道事業の広域化に係る既存の財政措置】

- ・広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置

# 5 地方税財源の充実強化

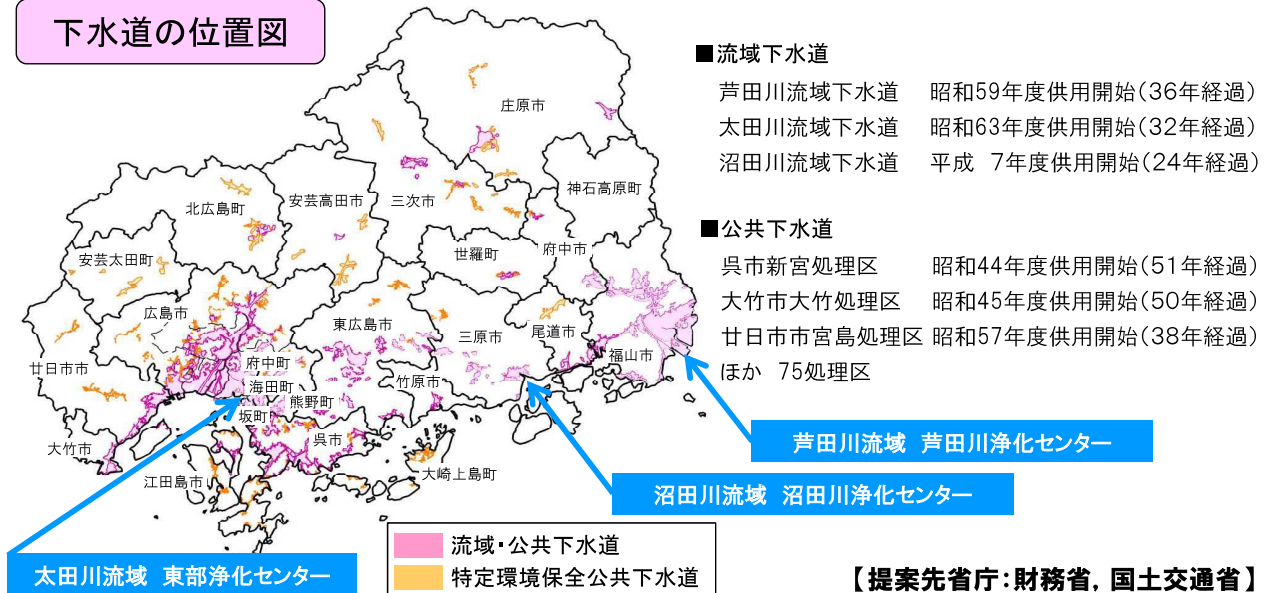
## (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 国への提案事項

#### 下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

#### 下水道の位置図



# 5 地方税財源の充実強化

## (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

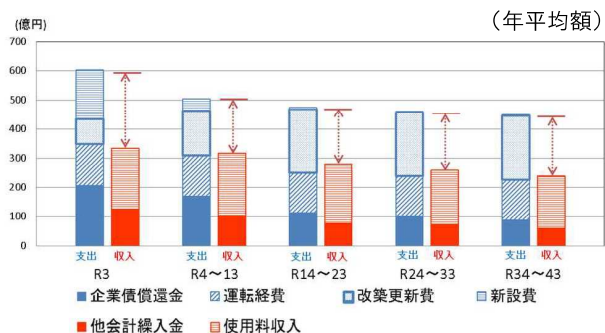
### 提案の背景

- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- 具体的には、令和2年度より、管渠の単純な改築への支援について、汚水処理施設が概成した自治体から順次廃止する運用を始めた。
- さらに、財務省からは管渠の機能向上を伴う改築への支援を令和3年度以降縮減する見通しが示された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

### 課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

≪ 公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し ≫



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの  
 注2)使用料金単価は据え置き  
 注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む  
 注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く



## 5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 下水道事業の現状

≪ 流域下水道 ≫

○ 膨大なストックを形成

- ・ 下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・ 管路延長は約110km

| 流域名      | 処理場施設<br>設備数 | 管路施設<br>延長(km) |
|----------|--------------|----------------|
| 太田川流域下水道 | 3,183        | 28.4           |
| 芦田川流域下水道 | 2,490        | 39.6           |
| 沼田川流域下水道 | 744          | 43.2           |
| 合計       | 6,417        | 111.2          |

○ 特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・ 約半数の設備が法定耐用年数を超過

| 流域名      | 供用(処理)開始 | 耐用年数超過<br>施設数 |
|----------|----------|---------------|
| 太田川流域下水道 | 昭和63年10月 | 1,659(約5割が超過) |
| 芦田川流域下水道 | 昭和59年10月 | 1,191(約5割が超過) |
| 沼田川流域下水道 | 平成8年3月   | 542(約7割が超過)   |

≪ 公共下水道(広島市を除く) ≫

○ 膨大なストックを形成

- ・ 下水処理場57箇所, 管路延長は約5,600km

|        | 施設数     |
|--------|---------|
| 処理場数   | 57箇所    |
| ポンプ場数※ | 103箇所   |
| 管路延長※  | 5,592km |

※ 浸水対策施設を含む

○ 処理場内の設備の老朽化

- ・ 8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

| 経過年数   | 処理場数 |
|--------|------|
| 50年以上  | 2箇所  |
| 30~50年 | 4箇所  |
| 15~30年 | 41箇所 |
| 15年未満  | 10箇所 |
| 合計     | 57箇所 |

(機械・電気設備の多くの法定耐用年数は15~20年)

### 広島県の取組

- スtockマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

## 5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

| 区分    | 施設            | 国庫補助率 | 根拠規定                 |        |
|-------|---------------|-------|----------------------|--------|
| 公共下水道 | 管渠等           | 1/2   | 下水道法施行令第24条の2 第1項第1号 |        |
|       | 終末処理場         | 処理施設  |                      | 5.5/10 |
|       |               | 用地等   |                      | 1/2    |
| 流域下水道 | 管渠等           | 1/2   | 下水道法施行令第24条の2 第1項第2号 |        |
|       | 終末処理場         | 処理施設  |                      | 2/3(※) |
|       |               | 用地等   |                      | 1/2    |
| 都市下水路 | 市街地における下水排除施設 | 4/10  | 下水道法施行令第24条の2 第1項第4号 |        |

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

| 種別            | 交付対象事業   | 国費率(交付要綱附属第三編)        |
|---------------|--|-----------------------|
| 社会資本整備総合交付金事業 | ⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)                            | 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率 |
| 防災・安全交付金事業    | ⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。) | (上表と同じ)               |